

市川市建設工事余裕期間制度試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、施工時期の平準化に資するため、工事着手前に現場代理人及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく技術者（以下「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度（以下「余裕期間制度」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる期間で、契約締結日の翌日から工事着手する日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 準備工、後片付け工を含む実際に工事を施工するために要する期間をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期をあわせた契約上の工事期間をいう。
- (4) 工事着手（日） 受注者が準備工に着手すること（工事着手する日）をいう。
- (5) 工事着手指定日 発注者指定方式にて発注者が定める工事着手日をいう。
- (6) 工事着手期限日 任意着手方式にて受注者が工事着手しなければならない期限日をいう。
- (7) 着工日 余裕期間の始期日（契約締結の翌日）をいう。
- (8) 工期の終期日 建設工事請負契約書に記載する工期の最終日（全体工期の終期日）をいう。
- (9) 発注者指定方式 発注者が余裕期間及び工事着手日を指定する方式をいう。
- (10) 任意着手方式 発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が着工日から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で工事着手日を設定する方式をいう。ただし、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- (11) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。

(対象工事)

第3条 発注者が、以下のいずれにも該当しない工事の中から、余裕期間制度の対象工事を選定できるものとする。

- (1) 余裕期間の設定により、適正な実工期を設定できない工事
- (2) 緊急性を要する工事
- (3) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

2 余裕期間制度の方式については、発注者指定方式又は任意着手方式から発注者が選択するものとする。

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間の設定については、90日を超えない範囲とする。

- 2 余裕期間の始期は、工事開始日の設定に関する方式の別にかかわらず、着工日とする。
- 3 発注者は、実工期を適切に設定するものとする。

(余裕期間の取扱い)

第5条 受注者は、余裕期間において、工事の施工（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を含む。）はできないものとする。

- 2 受注者は、余裕期間において、技術者等の設置を要しないものとする。

(余裕期間制度に関する入札公告等に記載する事項)

第6条 発注者は、余裕期間制度を適用し工事を発注しようとするときは、入札公告及び施工条件の明示に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 余裕期間制度を適用する工事であること。
 - (2) 発注者指定方式又は任意着手方式の別
 - (3) 工事着手指定日（発注者指定方式の場合に限る。）
 - (4) 実工期及び工事着手期限日（任意着手方式の場合に限る。）
 - (5) 工期の終期日
 - (6) 留意事項
- 2 前項第6号の留意事項において、余裕期間制度に関する次の各号に掲げる事項を明記するものとする。
- (1) 前条の各項に掲げる事項
 - (2) 前払金は、工事着手日（発注者指定方式においては、工事着手指定日）の10日前までは請求できない。
 - (3) 任意着手方式においては、受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。

(契約関係の取扱い)

第7条 余裕期間制度を実施する場合における、発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。ただし、コリンズ登録の技術者の従事期間は、実工期とする。
- (2) 受注者は、契約締結後原則として14日以内に工程表を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。
- (3) 契約保証の期間は、全体工期とする。
- (4) 前払金の請求については、工事着手日（発注者指定方式においては、工事着手指定日）の10日前以降でなければ請求することができない。
- (5) 任意着手方式において、受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。

(6) 前号により届け出た工事着手日は次の事項をすべて満たす場合に変更することができるものとする。

ア 届け出た工事着手日の7日前又は変更する工事着手日の7日前のいずれか先に到達する日までに、工事着手日変更通知書（第2号様式）により工事着手日の変更を発注者に届けた場合

イ 前払金の請求を行っていない場合

(経費の負担)

第8条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

工事着手日通知書

(任意着手方式による余裕期間制度適用工事)

年 月 日

市 川 市 長

住所

商号又は名称

印

氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

| | |
|---------------|------------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日 |
| 契 約 上 の 工 期 | 自 年 月 日から 至 年 月 日まで |
| 工 事 着 手 期 限 日 | 年 月 日 |
| 工 事 着 手 日 | 年 月 日 |
| 実 工 期 の 終 期 日 | 年 月 日 |

※ 契約締結後7日以内に提出すること。

※ 閉庁日を工事着手日としないこと。

※ 実工期の終期日は、本通知書により通知した工事着手日から、発注者が設計図書に示す
実工期を経過した日（閉庁日の場合は翌開庁日）とする。

※ 契約書上の工期は、全体工期を記載するものとする。

工事着手日変更通知書
(任意着手方式による余裕期間制度適用工事)

年 月 日

市 川 市 長

住所

商号又は名称

印

氏名

次のとおり工事着手日を変更したので通知します。

| | |
|------------|------------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工 期 | 自 年 月 日から 至 年 月 日まで |
| 工事着手期限日 | 年 月 日 |
| 既届出工事着手日 | 年 月 日 |
| 変更工事着手日 | 年 月 日 |
| 既届出実工期の終期日 | 年 月 日 |
| 変更実工期の終期日 | 年 月 日 |

※ 届け出た工事着手日の7日前または、変更する工事着手日の7日前のいずれか先に到達する日迄に提出すること。

※ 閉庁日を工事の開始日としないこと。

※ 実工期は変更せず、実工期の終期日は工事着手日を変更する日数分を前倒し又は後倒しするものとする。ただし、当該日が閉庁日の場合は翌開庁日を工期の終期日とする。